

千葉市納税貯蓄組合の設立等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第2条第1項に規定する納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の設立等の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「組合員」とは、市税を納付する義務のある者で、組合に加入しているものをいう。

2 この要綱において「市税」とは、市民税(特別徴収分を除く。)、固定資産税(都市計画税を含む。)及び軽自動車税をいう。

(設立届等)

第3条 組合を設立したときは、組合の代表者又はこれに準ずる者（以下「代表者等」という。）は、その設立の日から10日以内に納税貯蓄組合設立届（様式第1号）、納税貯蓄組合役員名簿（様式第2号）、納税貯蓄組合員名簿（様式第3号）及び規約を市長に提出するものとする。

(証明)

第4条 市長は、前条の規定による届出のあった組合に対し、納税貯蓄組合証明書（様式第4号）を交付するものとする。

(異動及び解散届等)

第5条 代表者等は、組合が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届書をその日から10日以内に市長に提出するものとする。

- (1) 規約を変更したとき 納税貯蓄組合規約変更届（様式第5号）
- (2) 組合長に異動があったとき 納税貯蓄組合長異動届（様式第6号）
- (3) 組合員に異動があったとき 納税貯蓄組合員異動届（様式第7号）
- (4) 組合が解散したとき 納税貯蓄組合解散届（様式第8号）

(納付状況の把握等)

第6条 市長は、組合における市税の納付の状況を把握するものとし、必要に応じて組合に対し指導、助言をするものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。